

どうし 議会だより

令和5年10月6日発行
山梨県道志村議会

NO. 60



大室八幡神社 (馬場地区)

祭礼日 8月1日

祭神 伊弉諾命 伊弉冉命 誉田別命



若宮八幡神社 (竹之本地区)

祭礼日 十五夜の日 (本年9月29日)

祭神 誉田別命

- 決算認定・2
- 定例会・5
- 請願書に対する討論・6
- 一般質問・11
- 議会活動報告・14
- 活躍する団体紹介 (どうしひやくしょうの会)・17
- がんばる人紹介 (手仕事工房 山本 和之さん)・18

令和4年度決算認定

総額
33億9,948万円

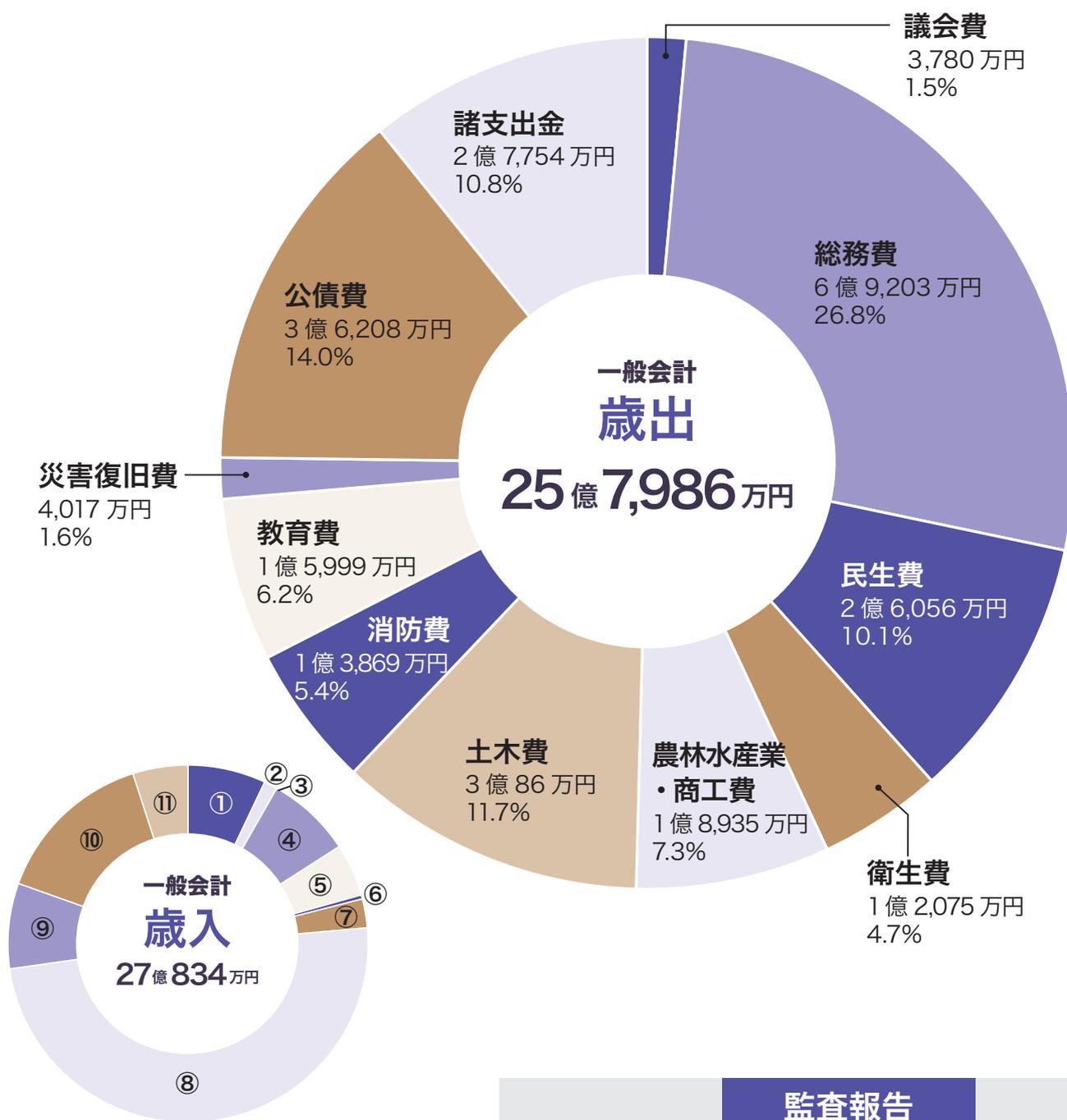
令和4年度 一般会計決算 (単位：千円以下切捨て)

歳入 (入ってくるお金)	27億 834万円
歳出 (どう使われたか)	25億 7,986万円
歳入歳出差引 (次期繰越金)	1億 2,848万円

区分	令和4年度	令和3年度	増減率(%)
議会費	3,780万円	3,396万円	11.3
総務費	6億9,203万円	4億5,751万円	51.3
民生費	2億6,056万円	2億7,718万円	△6.0
衛生費	1億2,075万円	1億4,817万円	△18.5
農林水産業・商工費	1億8,935万円	2億169万円	△6.0
土木費	3億86万円	2億95万円	49.7
消防費	1億3,869万円	1億360万円	33.9
教育費	1億5,999万円	1億6,495万円	△3.0
災害復旧費	4,017万円	5,617万円	△28.5
公債費	3億6,208万円	3億8,595万円	△6.2
諸支出金他	2億7,758万円	3億9,016万円	△28.9
合計	25億7,986万円	24億2,029万円	6.6

令和4年度 特別会計決算 (単位：千円以下切捨て)

会計名	歳入総額	歳出総額
国民健康保険	2億3,837万円	2億3,159万円
国民健康保険診療所	1億870万円	1億783万円
簡易水道事業	9,665万円	9,643万円
介護保険	2億2,538万円	2億959万円
介護サービス事業	69万円	69万円
浄化槽事業	1億2,658万円	1億2,648万円
後期高齢者医療	4,698万円	4,698万円
合計	8億4,335万円	8億1,959万円



監査報告

実質公債費率は9.8%となっており、早期健全化基準の25%を大きく下回っているため、健全な運営と認められる。ただし、この指標は低いほど健全であることが言えることから、今後においても財政状況に十分留意し健全化の維持に努めて行くことが必要である。

おもな審議事項

●令和5年度道志村一般会計補正予算（第2回）

おもな財源（補正分）		おもな使いみち（補正分）	
村税	100万円	衛生費（道志村省エネルギー一	
国庫支出金	1,608万円	電購入促進事業）	1,708万円

●白井平配水池整備工事を可決

- * 契約の相手方 山梨県南都留郡道志村 8209 番地
株式会社 佐藤工業所
- * 契約の金額 金 64,350,000 円

●道志村選挙管理委員会への意見書提出の請願書を受け付け

選挙管理委員会に対する個人情報保護の徹底を求める請願書を総務文教常任委員会に付託することを決定した。

●道志村省エネルギー家電購入促進事業を可決

- * 申請期間 令和5年9月1日～12月22日迄
- * 購入対象期間 令和5年4月1日～12月15日迄

3. 対象家電製品
・冷蔵庫
・エアコン
・テレビ
・電子レンジ
・ジャー炊飯器
・電気便座
・LED照明器具（4台まで）

いずれかの製品から選択 1台まで

※いずれも、省エネルギーラベルの省エネルギー達成率が100%以上のもの。又は、統一省エネラベルの多段階評価値が2.0以上のものに限る。

省エネ性能
★★★★☆ 4.4
省エネ消費電力 131、131.0 kWh/年
1,240円

ポイント
1 多段階評価値
申請における製品の省エネ性能を高い順に5段階で評価し、ポイントが与えられます。

ポイント
2 省エネルギーラベル
トップクラス・特選に付与される、多段階評価値に定められた省エネ基準等での確認を要しています。

ポイント
3 年間目安エネルギー料金
当該製品を1年間使用した際の標準的な電気料金（標準消費電力×標準稼働時間）を算出します。

● 工事請負契約を可決（白井平配水池整備工事）
● 令和5年度一般会計補正予算（第2回）を可決
● 道志村省エネルギー家電購入促進事業を可決
● 選挙管理委員会に対する個人情報保護の徹底を求める請願書を受け付け

- [会期] 8月10日
- 工事請負契約（1件）
- 令和5年度道志村一般会計補正予算（第2回）
- 請願（1件）

おもな審議事項

●報告 (他2件)

- ・ 令和4年度決算に基づく道志村健全化判断比率及び資金不足比率について

●条例等の改正 (他3件)

- ・ 道志村税条例の一部を改正する条例

●令和5年度道志村一般会計補正予算 (第3回) を可決

おもな財源 (補正分)		おもな使いみち (補正分)	
国庫支出金	△ 655 万円	総務費 (庁舎等建設事業他)	3,318 万円
県支出金	999 万円	農林水産業費 (林業振興他)	890 万円
寄付金	1,029 万円	土木費 (公有財産購入他)	309 万円
繰入金	3,160 万円	商工費 (観光施設等維持管理事業他)	26 万円
繰越金	1,110 万円	諸支出金 (公共施設整備等事業基金他)	
村債	1,230 万円		1,000 万円

●請願書 (他1件)

- ・ 地方自治法第5章に規定される住民の直接請求における署名活動での縦覧制度の運用に係る個人情報保護の徹底を求める請願書を総務文教常任委員会で不採択

●諮問

- ・ 人権擁護委員候補者の推薦について意見を求める件(佐藤正文さん)^{まさふみ}

●同意

- ・ 道志村教育委員会委員の任命についての同意 (山本栄嘉さん)^{しげよし}

令和4年度決算認定審議と
令和5年度補正予算審議等



- 「会期」9月12日～22日
- 報告 (3件)
- 条例等の改正 (4件)
- 補正予算 (7件)
- 令和4年度決算認定 (8件)
- 請願 (2件)
- 発議 (1件)
- 諮問 (1件)
- 同意 (1件)



すすむ
佐藤 進 議員

総務文教常任委員会委員長 報告に対する 反対討論

紹介議員の私たちは、紹介議員に成るのにあたり、請願人である道志の未来をつくる会の皆さんと提出の趣旨について意見交換や個人情報保護に前向きな議会の視察も行いました。その



かつみつ
白井 勝光 議員

個人情報保護の徹底を求める 請願書の総務文教常任委員会 付託に対する委員長報告

地方自治法第5章に規定される住民の直接請求における署名活動での縦覧制度の運用に係る個人情報保護の徹底を求める請願書が、道志の未来をつくる会、代表 佐藤 光男さんより提出され、8月10日の第5回臨時会において、総務文教

常任委員会に付託された件についての報告であります。

8月25日においては、次回開催日を9月6日とすることを決定しました。
9月6日には、道志の未来をつくる会、代表 佐藤 光男さんに委員会へ出席を

していただき、請願書提出について質問し、また、説明、意見を聴取しました。

これを踏まえ、各委員より意見を聴取、審議を行いました。
請願の採択にあたっては、法令上の基準はなく、委員会の自主的判断による

ことになっており、一般的に「願意が妥当であるか」次に、「実現の可能性があるか」、「町村の権限、議会の権限事項に属する事項であるか」等を判断基準とされていることから、これに基づき採決を行った結果、

採択する 0人
不採択とする 4人

となったことから、請願書について不採択とする事に決定しました。

中でわかったのは村長の実弟や親戚、また支持者による実態のわからない団体による怪文書の配布、また口頭では署名者は縦覧で簡単に確認できる等、威力を用いて署名に対する妨害行為を確認できたからです。この行為は地方自治法で罰則の下される行為に値します。

道志村のような狭い地域、親戚縁者の多い地域において村民は自分の意見や意思表示が自由にできません。

私たち議員は、村民の代弁者として、安心で自由に意思表示の出来る環境づくりを行わなければいけません。

今回、総務文教常任委員会に付託され、十分な議論の末9月定例会において採択されると思っていたが全会一致で不採択、耳を疑いました。道志の未来をつくる会と請願書を出す経緯や趣旨についても十分な議論

を尽くしたとは思えません。その後の新聞記者への総務文教委員のコメントにも驚きました。

杉本孝正議員は「選管は首長から独立した執行機関。議会が意見書を出すことはあつてはならない」と言いましたが必要であれば議会の意見を表明することはできません。

私達も議員就任時より選挙管理委員会の説明不足と確認不足、議員の認識不足による議員の資格審査、村長選挙時の選管の確認不足によって起きた今回の不正転入、詐偽投票事件がありました。道志村選挙管理委員会も村の執行機関として、法を遵守し公平公正で透明性のある執行機関としての役割を果たすように議会も請願書を採択していただきたい。

佐藤喜章議員は「不正が行われないようにだれでもが確認できる趣旨の縦覧制

度に制限を加えることは好ましくない」と言っていますが悪意の第三者による署名に対する妨害行為の想定される中では村民は自由な意思表示ができません。

道志の未来をつくる会と私たちは、道志村と環境的にも似ていて、個人情報保護にも前向きな神奈川県真鶴町議会へ視察と意見交換に行ってきました。

真鶴町民も小さな町の濃密な人間関係の中で暮らす有権者からは氏名の公開を心配する声が多く寄せられていたそうです。真鶴の住民の皆さんも総務省や全国の縦覧制度を研究し町議会への請願などで個人情報保護への配慮を要望、「縦覧により知りえた個人情報他人に漏らしてはいけない」などと明記した規定が制定され、情報漏洩の懸念が和らいだので安心したと住民の声が寄せられたとの事です。

私たち議員も残された任期の少ない中、まだまだ決しなければいけない課題もありますが、この請願を採択し村民の代表として道志村民が安全で安心して生活できる村づくり、公平公正で透明性のある議会活動をしていきたいと思います。

以上の理由から請願の不採択に反対討論といたします。



とある
佐藤 徹 議員

総務文教常任委員会委員長 報告に対する 反対討論

総務文教委員会では「道志の未来をつくる会」から出された請願にたいして不採択されましたが、その理由が佐藤喜章議員と杉本孝正議員のコメントが新聞に掲載されていました。

佐藤喜章議員のコメント「不正が行われないように誰でもが確認できる趣旨の縦覧制度に制限を加えることは好ましくない」と掲載されましたが、この発言は一昔前の議員の考え方です。喜章議員は未来をつくる会から出された請願の趣旨を確認したのでしょいか？ 請願の趣旨に書かれているように令和4年4月に施行された個人情報保護

法においては、社会状況を踏まえ個人の権限利益を保護しなければなりません。喜章議員は村民の安心安全より長田村長リコールを阻止しようとしているとしか

思えません。喜章議員の兼業禁止問題は、私はいまだに納得しておりません。また、杉本孝正議員のコメント「選管は首長から独立した執行機関。議会が意見書を出すことはあつてはならない」と掲載されましたが、議員必携には「議会が決議すれば意見の表明ができる。したがってこの権限を最大限活用し積極的に行使したい」と書いてあります。

仮に孝正議員の言う通りとしても、不採択するのはなく、請願書を提出した「道志の未来をつくる会」に対して対処法を提案し採択するべきだと思います。

孝正議員は村民に寄り添った議会活動が何故できないのでしょうか？ 私には村長リコールを意識して村長の顔色を伺って不採択にしたようにしか見えません。本来なら議員として村民の意見を聞き村民が安心安全に暮らせることを重視しなければなりません。

そもそも、村長リコール問題では村内に怪文書が出回り、そのチラシには署名簿の縦覧の文字が強調さ

れ、リコールに署名したら誰でも縦覧して確認できるぞ！と言わんばかりの脅しのチラシとしか見えませんでした。また、この怪文書を村長の実弟や支援者が配っていたと村民が言っています。このような事があっても良いのでしょうか？ このような事から村民が安心して自身の意見を言えるようにするために個人情報保護しながら縦覧できるように変更するための請願書です。

「道志の未来をつくる会」から提出された請願書は、真鶴町においては町長リコール問題で同じように個人情報保護した縦覧制度が町議会に提出され、真鶴町議会では採択され実施されました。

以上のことから道志村議会でも請願書を採択しなければならぬと思います。



ぎんじゅ
池谷 銀重 議員

総務文教常任委員会委員長 報告に対する 反対討論

請願の採択に賛成の討論をさせて頂きます。

村長の親族を含む4人が詐偽投票で刑事罰をうけた。更に過去10年間の村長選挙のある年には7月の選挙に間に合うように、3月に異常に転入者が増えている。

山梨県のHPを見ると、2021年の3月はいつもの年の2・4倍の移住者があった。11票の僅差での当選であり、4人の他にも詐偽投票をした者がいたのではないか？

当選が疑わしいので、住民投票をやり直すべきだ。こんな選挙が慣例で行なわれ、村長自らが知らないわ

けがない。更に、村民不在の村政にも不満が多い。と言うことで解職請求すべきと言う声が多く上がったよ

今回の請願が出された背景には、4月ころから、村民に配布された怪文書にあるようです。「署名は縦覧ができ、誰でも自由に取られる」と、圧力とも取れる言葉が強調されていて、住民からは、怖くて署名がしにくいという訴えがある。

その書類は、議員さんが配布しています。村長の身内（実弟）から頂きました。若い男性は、「嫌だけど頼まれたので仕方ない」と

言って置いていった。住民からそんな苦情と批判が相次ぎました。

この請願書を読むと、公職選挙法で定められた住民の権利である政治参加を安心して行えるようにと、村民の個人情報保護を訴えています。

しかし、付託された「総務文教常任委員会」において全員一致で不採択となりました。

最初から不採択ありきで、詳細な審査はしていません。なぜ付託を受けたか疑問だ。

新聞によると、不採択の理由の一つが、『選管は独立機関であるので議会から

意見書を出すことがあってはならない』と言っているが、議会の決議を持って村の執行機関にも意見書を出すことは可能です。法的拘束力はないが議会の総意として尊重されます。仮に、意見書が出せないのであれば請願書だけでも送ればよい。請願書の検討は最終的には選挙管理委員会がするのであり、議会ではありません。

この発言で不採択とした議員には村民にしっかりと説明して頂きたい。委員会の不採択を受けて、選管に直接請願書を提出したようです。村民に頼りにされない議会と言うことであります。

不採択2つ目の理由は、「不正が行われない様に誰もが確認できる縦覧制度に制限を加えるのは好ましくない」と言っていますが、村長選挙での不正には言及もせず、自分の行為は棚に

上げ、あたかも村民が不正
をする事を前提での発言は
議員としていかながなもの
か。村民の個人情報を守る
ための請願に反対するよう

では、村民の代表である議
員としての資質、資格を改
めて村民に問われてしま
います。
解職請求の署名は、「改

めて村民の審判を受けるべ
き」と言う意思表示です。
村民の皆さんを守るため
に、この請願を採択するこ
とに賛成します。



たかまさ
杉本 孝正 議員

総務文教常任委員会委員長 報告に対する 賛成討論

地方自治法第五章に規定
される直接請求における署
名活動での縦覧制度の運用
に係る個人情報の徹底を求
める請願書の総務文教常任
委員会の採決に対して賛成
の立場で討論をします。
この請願書に記載されて
いる個人の思想信条に関わ
ることを、悪意を持った第
三者が縦覧できてしまうこ

と、及び個人情報の漏洩等
の個人情報に係る課題や自
己意思として署名が安心し
てできないことにより民意
が正しく反映できない等の
課題があるとしています
が、縦覧制度とは不正が行
われないように、知りたい
人に知ってもらう情報公開
という前提において制定さ
れている公職選挙法の規定

であります。
また、選挙管理委員会は、
地方自治法の規定により設
置される独立した執行機関
であり、村の権限、議会の
権限に属さない事項である
事から、議会として意見書
を出すべきでない。
以上の理由から総務文教
常任委員会の採決に賛成し
ます。

個人情報保護の徹底を求
める請願書に対する総務
文教常任委員会委員長報
告に対する採決結果

賛成

5名

山口 章
佐藤喜章
白井勝光
杉本孝正
大田博文

反対

4名

佐藤光栄
池谷銀重
佐藤 徹
佐藤 進

※議長は表決に参加しない



よしあき 佐藤 喜章 議員

新道坂トンネル建設工事の進捗状況は

村長 具体的な事業内容説明受け、残土捨て場確保などで県と協調

◎ 新道坂トンネル建設の進捗状況は

▲ (村長) 7月29日に新道坂トンネル事業計画説明では県より、平面的な線形や構造など、具体的な事業内容の説明を受けました。

具体的な協力としては残土処分場の用地協力や旧道移管の協議を県と協調していきます。

◎ 道志バイパス工事の進捗状況は

▲ (産業振興課長) 月夜野側につきましては、令和5年1月に完成したA1橋台と(仮称)2号トンネル間や、A2橋台から相模原方面の道路改良工事を令和5年度上半期で発注済。

また、野原から大渡に抜ける(仮称)1号トンネル工事については、今年度中のトンネル掘削

作業の開始に向けて進行中。

◎ サテライトオフィス改修工

事及び入居者選定状況は

▲ (ふるさと振興課長) 大きく2つに分けて発注、宿泊棟とな



道志バイパス(仮称)第一トンネル工事現場

るトレーラーハウス導入は、令和5年5月30日に公募型プロポーザルを実施し優先事業者を決定し、その後契約を締結。本体部分の改修工事は、令和5年

9月1日、請負業者を決定。

入居者の選定方法は、令和5年7月から地域活性化起業人の制度により派遣されている(株)ストラドルと協議を重ね、道志村を選択してもらう工夫をし、スタートアップ企業の誘致や村全体でのテストマーケティングの実証への協力体制の確立など計画。必要に応じて要綱の改正、



トレーラーハウス

専用サイトの構築を行い、改修工事終了前の実装を目標に検討中。

◎ 少子化対策は

▲ (ふるさと振興課長) 職員間で昨年度実施した地方創生グループワーキングでも、様々な子育て支援策が提案され、それを基に他市町村には真似できない子育て支援策を次年度以降展開できるように、現在プロジェクトチームを発足させ、検討を重ねています。ちなみ&さんし育英基金については、高校の就学に関する事項にのみ定められている為、活用できません。

Q 税条例の一部を改正する条例

身体等に障害のあるかたの軽自動車税の減免について
制度の内容は

A 県税条例の改正が行われ、村でも県に合わせて条例改正を行いました。

その内容は本人が運転する場合、現行では身体障害者（身体）のみがその対象でしたが改正により、（身体、精神、知的）も減免の対象となりました。家族運転、常時介護者運転の場合は現行通り（身体、精神、知的）です。
今回の改正により、本人運転と本人運転以外の減免対象を区別する必要がなくなったために改めるものです。

※詳細については役場ホームページをご覧ください。

Q 道志村創業支援事業について

村の活性化や定住施策に寄与できる事業の制度の内容は

A 村内での創業を支援し、村の産業の活性化及び雇用の創出を図ることを目的として、村内での新たな創業に要する事務所開設費（工事費や備品購入費等）を対象経費として、上限100万円の助成を行うものです。

事務所開設等に関する助成率

- 1、事務所の増改築及び改修に要する費用
 - 2、事務所の設備又は備品の購入に要する費用
 - 3、その他村長が適当と認める費用
- 上記1・2・3について補助率は1/2、限度額100万円

※詳細については役場ホームページをご覧ください。



支援を受け創業した書店

Q 道志村移住定住支援制度について

制度の支援内容は

A

道志村若者定住応援条例より

- 1、新築補助 1000万円以上の事業費である場合 上限額 200万円
- 2、改築・増築補助 事業費の1/2で上限100万円
- 3、土地、中古住宅購入補助 事業費の1/2で上限100万円（上記1・2・3の事業費はそれぞれ50万円以上）
- 4、上記1・2・3を行うために借り入れた資金の利子補給 借入利率の1/2（融資500万円以上償還期間10年以上）
- 5、民間賃貸住宅家賃補助 家賃の1/2 補助金上限2万円/月 単身者は1.5万円

※上記支援を希望する場合、道志村若者定住応援条例の要件を満たす必要があります。

○条例の若者等とは 45歳以下の夫婦も



空き家バンクに登録している物件

- しくは、50歳以下の者で子ども（中学生以下）がいる世帯又は35歳以下の者。
 - 条例の定住とは 永住を前提として村内に住民登録をし、かつ、継続して居住することをいう。
 - 条例の住宅とは 若者が自ら居住するための専用住宅をいう。
 - 条例の増築とは 住宅の一部の建て増し又は修繕をいう。
 - 条例の改築とは 住宅の一部を建て替えることをいう。
- ※他に移住定住奨励助成金、移住者通勤支援補助事業があります。さらに詳しい情報は役場ホームページをご覧ください。

Q 地籍調査事業進捗状況について

A

大室指地区の地籍調査修正の予算処置がありますが、どのような修正が行われるのか。また、長又、白井平は法務局への登記が完了していると聞いていますが、その他の地区で、測量の完了している部分の法務局への登記はどのようになっていますか。

大室指は国道との境界の確定が主な業務です。その他の地区は測量基準点が移動したため、法務局への登記が完了している長又、白井平地区を除いた地区で部分的に測量をやり直す必要があります。



7/18

広報常任委員会

山梨県自治会館において山梨県町村議会広報委員研修会が行われ、編集委員2名が参加しました。

広報功労者表彰式で3名の表彰が行われ、その後、「住民に届く広報誌の作成方法とは」伝わる情報発信とデザインのポイント」という内容で講演を受け、住民に届く広報誌づくりの良い参考になりました。

7/24

議会活性化推進 特別委員会

7月24日午後1時30分より、やまゆりセンター1階研修室において委員会を召集し議員報酬、議員定数に関する件、及び議会議員の請負についての法改正の内容説明を聞き協議しました。近隣市町村の定数、報酬、について状況確認し、若い人に関心を持って貰える議会になるように取り組んでまいります。

8/3
・8/4

広報常任委員会



辰野町議会議場にて

令和5年度町村議会広報編集委員行政調査に参加

第36回全国町村議会議長会広報コンクール編集デザイン賞を受賞した、長野県辰野町議会を町村議会広報編集委員行政調査に委員2名が参加し辰野町議会の「議会だより」の取り組み、今後の「議会だより」の作成に向けての情報・知識等の把握を目指す研修を受けて来ました。今後の「議会だより」の編集に生かして行きたいと思えます。

8/25
・9/6

総務文教 常任委員会

8月10日第5回臨時会において、地方自治法第五章に規定される住民の直接請求における署名活動での縦覧制度の運用に係る個人情報保護の徹底を求める請願書が、道志の未来をつくる会代表より提出され総務文教常任委員会に付託され、8月25日、9月6日に委員会を開催し審議を行い採択され、9月12日の本会議において委員長報告を行いました。

7/29

東京2020オリ
ピック・パラリンピ
ック2周年記念

「自転車ロード レースレガシー サイクリング」

道の駅「どうし」でオリパラ2周年を記念するイベントが開かれました。2年前と同じコースを走り、村民有志や観光客が迎える中、片山右京さんの自転車をはじめ関係者の自転車も次々と到着しました。

式のなかで片山氏は「このイベントがこれからもつづき、自転車文化の発信にとどまらず、村の情報発信の一助となるよう、私たちも皆様と協力していきたいと考えています。」との挨拶がありました。他の場所でもイベントもあり、休憩後大変暑い中でしたが、元気に出発していきました。このオリパラレガシーイベントをどのように生かせるのか議会、村としても考えていきます。



オリパラ2周年記念集合写真

6月定例会以降のおもな活動

- 6月20日(火) 観光協会総会
- 6月22日(木) 富士山世界文化遺産登録10周年記念式典
- 7月4日(火) 道志村子ども農山漁村地域協議会総会
- 7月11日(火) 横浜水源基金運営委員会
- 7月18日(火) 広報委員研修会
- 7月19日(水) リニア中央新幹線期成同盟会
- 7月20日(木) 山梨県後記高齢者医療広域連合議会
- 7月24日(月) 議会活性化特別委員会
- 7月26日(水) 第2回町村議会議長会
- 7月29日(土) 2020レガシーサイクルイベント
- 8月2日(水) 議会運営委員会
- 8月3日(木) 広報編集委員行政視察
～4日(金)
- 8月8日(火) 第1回町村議会運営委員長会議
- 8月10日(木) 第5回臨時会
- 8月10日(木) 富士・東部広域環境事務組合第2回定例会
- 8月17日(木) 山梨県高速道路整備促進期成同盟会
- 8月25日(金) 総務文教常任委員会
- 8月27日(日) 道志村総合防災訓練
- 8月29日(火) 町村監査委員研修
- 8月30日(水) 町村監査委員研修
- 9月5日(火) 広報常任委員会
- 9月5日(火) 議会運営委員会
- 9月6日(水) 総務文教常任委員会
- 9月7日(木) 中部横断自動車道整備促進「開の国」前進大会
- 9月12日(火) 第6回議会定例会初日
- 9月22日(火) 第6回議会定例会最終日

令和2年3月定例会

Q 新道坂トンネルの進捗と今後の見通しは

A 山梨県の事業ですが、令和元年度の調査費が予算計上され、現地調査や路線の検討がされていると聞いています。県との連絡を密にしてゆく。

その結果今は



発表された計画ルート
 来年度の事業化に向けて、住民説明会が本年3月と7月の2回開かれ、坑口の位置やトンネルの長さ、勾配など詳しい計画が公表されました。

議会の考え

一年でも一日でも早く完成し、安全、安心な県道で、防災時の避難道路となるよう、村民、議会一丸となり、県に協力できるようにつとめます。



ひやくし ひやくししょう会

代表 杉本 秀明 ひであき

食の循環「フードループ」を目指す

私たち「ひやくししょう会」は二つの事業を展開しています。一つは主に遊休農地を活用し、出来たサツマイモと道志の水を、「水戸」の酒造会社に運び、約3000本の焼酎（御正体山）を作って頂きブランド化を目指し販売展開しています。

「御正体山」は主に道の駅どうし、道の駅つる、にいくつかの商店などで販売して頂いています。またふるさと納税の返礼品にも参加しています。わずかですが売上の一部は道志保育所に寄付させて頂いています。二つ目は会員（約16名）による野菜の販売です。横浜、ビールさんと横

浜環境保全㈱さんに頂いている「ハマのありがたい肥」（横浜市の食品残渣で出来た堆肥、製造横浜環境保全㈱）で野菜を作り、毎週横浜ビールさんが集荷し販売しています。

野菜の販売は横浜の食品残渣で出来た堆肥を使い野菜を作り、その野菜を横浜に出荷しその残渣でまた堆肥が出来ると言う食の循環「フードループ」と言う事業を行っている会社です。

人と人とのつながりを大切に村の活性化を目指し会員総力で頑張っています。



みんなで植え付け、収穫がたのしみ



大きなサツマイモが採れました



新ラベルの御正体山



夏の朝晩の涼しさ、冬の凜とした冷気に星空。

そんな道志の自然に惚れ込んで道志村に移住してあつという間に20年を超えました。人生の半分以上を道志村で過ごしておりますが、出合いに恵まれ良くしてくれる方々のお陰で楽しく生活しております。

また、家業の食品加工（ジャム・味噌だれ）もふるさと納税への掲載により軌道に乗り、観光閑散期の12月〜2月も忙しくさせて頂いております。お陰様で体力勝負のイベント販売も行かなくなりましたので、お客様の生の声を聞く機会が無くなってしまいました。ネット販売での好意的な口コミ評価を糧に頑張っております。今後の特産品の開発や販売の傍

村の魅力の掘り起こし、
移住促進のお手伝い

かずゆき
山本 和之さん
有限会社 手仕事工房 代表取締役



ふるさと納税で人気のジャムと味噌だれ

ら、他所から見た道志村の魅力の掘り起こしを通じて、移住促進のお手伝いに使って頂けたら嬉しく思います。今後とも宜しくお願いします。

編 集 後 一 記

異常とも思える今年の暑さの中、新型コロナウイルスの取り扱いが2類から5類に変更され数年ぶりに花火など夏のにぎわいが戻り始めました。

道志村においては永年の悲願でありました新道坂トンネルが事業化に向けた住民説明会が開かれ山梨県では来年度事業化の予定が発表されました。

道路交通網などのインフラ整備により若者の定住・観光事業など大きなメリットが生まれます。今後道志村議会ではトンネル推進に努力する所存でございます。議会9月定例会においては令和4年度会計決算の認定・令和5年度補正予算案の審議も行われ可決いたしました。広報委員会では「議会だより」発行により議会と皆様との架け橋になれるよう努力していきます。今後ともよろしく願いたします。（山口 章）

広報常任委員会

委員長	杉本 孝正
副委員長	山口 章
委員	佐藤 喜章
委員	白井 勝光

12月
定例会

12月5日（火）開会予定